熊本市指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について

１ 指定の効力の停止を受けた指定給水装置工事事業者

指定番号 ６２５
所在地 熊本市北区楡木三丁目８番１５１－２号
業者名 新生設備工業株式会社

２ 指定の効力の停止期間

令和７年（２０２５年）１１月１４日から令和７年（２０２５年）１２月１３日まで

ただし、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力（令和７年（２０２５年）１１月１３日以前に熊本市水道条例（昭和３３年条例第３７号）第１０条第１項の管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。）

３ 事実の概要

（違反１：無届工事）

管理者の承認を受けないで工事を施行したこと。

北区楡木６丁目において管理者の承認を受けないで工事を施行した。

（違反２：無断通水）

同場所において無断で通水を行った。

４ 指定の効力停止の理由

上記事実により、「熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準」第２条に規定する別表の指定要件違反「７　業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。」の

① 無断通水をしたとき。

⑧ その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき）

に該当するため。

５ 指定の効力の停止条例等（抜粋）

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第９条

（指定の効力の停止）

第９条　前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるとき又は別に定める基準に該当するときは、管理者は、同条の規定による指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め、第４条第１項の指定の効力を停止することができる。

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第２条

（処分基準）

第２条 指定工事業者の処分基準は、別表のとおりとする。

別表（第２条関係）

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第3 号 ホ		7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水をしたとき。 ⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定取消し又は指定停止６月以下 指定停止６月以下

【問い合わせ先】

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 給水装置班

電話 096-383-1152